

災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定書

大子町（以下「甲」という。）と一般社団法人茨城県環境保全協会（以下「乙」という。）は、災害発生時におけるし尿、浄化槽汚泥及び災害廃棄物等の収集運搬の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、町内において風水害、地震等大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、し尿、浄化槽汚泥及び災害廃棄物等（以下「災害し尿等」という。）の収集運搬に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害発生時、災害し尿等の収集運搬が必要となったときは、乙に対し応援協力を要請することができる。

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難しい場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。

(1) 協力の要請内容

(2) その他必要な事項

（災害し尿等の収集運搬の実施）

第3条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲が実施する災害し尿等の収集運搬に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、甲の指示に従い、災害し尿等の収集運搬を実施するものとする。

（情報の提供）

第4条 甲は、災害し尿等の収集運搬に円滑な協力が得られるように、乙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害し尿等の収集運搬に関し協力が可能な会員の状況を甲に報告するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、災害し尿等の収集運搬を実施したときは、次に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 実施場所
- (2) 実施内容
- (3) その他必要な事項
(費用の負担)

第6条 乙が第2条第1項の要請により実施する災害し尿等の収集運搬については、原則として無償で実施するものとするが、当該事業に要する費用が相当額になるときは、その費用の負担について甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては大子町生活環境課、乙においては茨城県環境保全協会事務局とする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年2月16日

甲 久慈郡大子町大字大子866番地
大子町長 高梨哲彦

乙 水戸市平須町1828番192
一般社団法人茨城県環境保全協会
理事長 秋山勝広